

那 霸 市 公 報

号外第642号
毎月2回 1,15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成15年度定期監査(後期)の結果について(公表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1021

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号
平成16年3月19日

那覇市監査委員	瑞慶山 治
同	池原 應子
同	當真 嗣州
同	高良 幸勇

平成15年度定期監査(後期)の結果について(公表)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、経済観光部、環境部、健康福祉部の定期監査を行ったので、同法同条第9項の規定により監査の結果を、次のとおり公表します。

平成15年度
定期監査結果報告書

経済観光部
環境部
健康福祉部

那 覇 市 監 査 委 員

経 済 観 光 部
定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 経済観光部
商工振興課、労働農水課、観光課
- 第 2 監査の期間 平成 15 年 1 2 月 1 日から平成 16 年 2 月 25 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 15 年度 (平成 15 年 1 1 月 30 日現在) における予算の執行状況及び事務事業状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成 15 年 1 月 26 日現在である。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

商 工 振 興 課

1 職員の配置状況

商工振興課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 1 1 月 30 日現在 / 単位 : 人)

係名 \ 職名	課長	主幹	主査	技査	主任主事	計	定数
課長等	1	5				6	6
商工振興課			7	2	4	13	13
計	1	5	7	2	4	19	19

定数外職員は、那覇市伝統工芸館経営指導員、N A H A ぶんかテンプス整備事業嘱託職員の非常勤職員 2 人である。

2 主な所掌事務

商工振興課の組織は、企業立地推進班、地場産業振興班、庶務・小口班、ぶんかテンプス班、なはの街活性化室の 4 グループ編成で、産業振興基本構想の策定、産業立地及び企業誘致、商工業の指導育成、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸の指導育成、I T 創造館、小口融資、経済動向等の調査・統計及び分析、中心商店街の活性化その他の商業の振興、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、部所管事務の政策課題、N A H A ぶんかテンプス整備事業、部内の庶務、部内の連絡調整、部内の他課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが、「6 注意事項」で述べたことについて注意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳入

(平成 15 年 1 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					

11 使用料及び手数料	1 使用料	1 商工使用料	15,357,000	7,502,892	9,057,760	1,554,868	120.7
12 国庫支出金	2 国庫補助金	6 商工費国庫補助金	601,016,000	0	0	0	0
13 県支出金	2 県補助金	6 商工費県補助金	66,722,000	46,509,000	46,509,000	0	100
14 財産収入	1 財産運用収入	2 利子及び配当金	0	150,000	150,000	0	100
15 寄附金	1 寄附金	7 商工費寄附金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	100
18 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0
	3 貸付金元利収入	1 小口資金融資貸付金元利収入	477,848,000	199,041,000	199,041,000	0	100
		3 地域総合整備資金貸付元金収入	32,493,000	32,493,000	32,493,000	0	100
	5 雑入	4 雑入	8,959,000	1,645,612	1,977,617	332,005	120.2
19 市債	1 市債	6 商工債	66,700,000	0	0	0	0
合 計			1,270,096,000	288,341,504	290,228,377	1,886,873	100.7

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 3 款県支出金、第 1 4 款財産収入、第 1 5 款寄附金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
5 労働費	2 労働諸費	1 労働諸費	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	100
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	3,128,000	2,236,371	2,204,131	891,629	71.5
		2 商工業振興費	1,298,185,000	299,182,727	228,730,574	999,002,273	23.0

合 計	1,303,813,000	303,919,098	233,434,705	999,893,902	23.3
-----	---------------	-------------	-------------	-------------	------

ア負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県都市商工行政協議会総会、沖縄情報通信産業振興意見交換会への出席負担金及び沖縄県都市商工行政協議会、沖縄県貿易協会、沖縄地域産業立地推進協議会、フロム沖縄推進機構、発明協会沖縄県支部、伝統的工芸品産業振興協会、沖縄工芸ふれあい広場実行委員会、(財)電源地域振興センターへの団体負担金である。

補助金の支出は、産地組合補助金として琉球びんがた事業協同組合、琉球漆器事業協同組合、那覇伝統織物事業協同組合への補助金、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会への伝統工芸館まつり事業及び伝統工芸館運営事業補助金、企業立地推進補助金として(株)安心ダイヤル、(株)シーエスケイコミュニケーションズ、リュウアイ・ソリューション(株)、(資)ティハウスオーガストムーン、(株)フィットネスプロモーションへの補助金、商店街振興総合支援補助金として国際通り商店街振興組合連合会、那覇商工会議所、当蔵町商興会への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡、概算払による支払いは、企業誘致のための企業訪問等旅費、モノレール回数券購入、都市商工行政協議会総会等出席負担金、IT創造館入居企業選定委員会の委員への報酬・費用弁償等、小口融資の貸付原資金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6注意事項」で示した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、なほ商人塾清掃業務、那覇市伝統工芸館消防用設備等保守点検業務、商店街通行量調査及び来街・来店者調査、中心商店街緑化対策指導事業、国際通り荷捌き調査、那覇市IT創造館管理業務、庶民の名工映像保存事業、上演団体オーディション関連業務及び印刷物製作業務、ハープ商品開発モデル事業等の委託契約である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、伝統工芸館ガラス・陶器体験施設(公園部分)設計業務委託契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機賃貸借、那覇市土地開発公社保有土地賃貸借等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地(第2公設市場跡地2,246.15㎡、伝統工芸館敷地2,901.29㎡)、建物(伝統工芸館2,623.19㎡、インキュベート施設3,422.27㎡)について、使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 有価証券等・出資による権利について

(株)沖縄産業振興センター(5,000万円)、(株)沖縄県物産公社(500万円)、(財)雇用開発推進機構(1,500万円)、沖縄県信用保証協会(5億4,663万5千円)を審査し

た結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

(1) 予算科目の適正化について

歳入第 1 1 款使用料及び手数料の第 2 公設市場跡使用料は、旧牧志第二公設市場跡地を施設が整備されるまでの間、旧牧志第二公設市場跡地の目的外使用に関する要項を制定し、行政財産の目的外使用(地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 4 項)として徴収している。この使用料は、節の区分により行政財産目的外使用料として予算計上するよう注意されたい。

また、歳出では、中心市街地活性化委員会は那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき委員会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。委員に委嘱された者の報酬は、地方自治法施行令規則第 1 5 条歳出予算に係る節の説明(細節)区分により、委員報酬へ予算計上するよう注意されたい。

(なお、歳出については、労働農水課、観光課の共通内容の注意事項である。)

(2) 資金前渡・概算払の精算について

小口融資の貸付原資を資金前渡として平成 1 5 年 4 月 1 日 1 億 3 , 0 0 0 万円受領した精算は、琉球銀行那覇市役所内出張所発行の領収書受領を忘れ、出納室から未精算の指摘後同年 6 月 2 日精算を行った。また、伝統工芸館まつり事業補助金の概算払精算遅延は、事業終了の 3 0 日後に精算を行っている。これらの精算については、那覇市会計規則第 5 7 条(資金前渡の精算)及び第 6 2 条(概算払の精算)の規定を遵守し、要務が終了した日から 7 日以内の精算期限内に精算を行うよう注意されたい。

労働農水課

1 職員の配置状況

労働農水課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 人)

係名 \ 職名	課長	主幹	主査	主任主事	主事	計	定数
課長等	1	1				2	2
労働農水課			5	7	1	13	13
農業委員会事務局	(1)		(1)	(1)		(3)	(3)
計	1	1	5	7	1	15	15

かっこ書きは、兼務職員である。

定数外職員は、那覇パートバンク派遣職員、勤労青少年ホーム指導員、勤労青少年ホーム管理職員、消費生活相談員、公設市場非常勤営繕管理員の非常勤職員 7 人、公設市場補助職員の臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

労働農水課の組織は、雇用グループ、農林グループ(農業委員会兼務)、水産グループ、生活グループ、市場グループの 5 グループ編成で労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、勤労青少年ホーム、消費者の啓発及び消費者団体の指導育成、消費生活モニター及び消費生活者苦情相談、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、漁港及び水産施設の管理、農業委員会、公設市場の基本政策・管理・取材・案内、予算、決算、議会対応、課内庶務の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表

等により審査した結果、計数は正確なものと認めだが、「6 注意・努力・是正事項」で述べたことについて注意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	5 農林水産業使用料	8,000	8,880	8,880	0	100
		6 商工使用料	110,738,000	127,133,016	66,110,006	61,023,010	52.0
	2 手数料	5 農林水産業手数料	49,000	21,750	24,400	2,650	112.2
		6 商工手数料	113,000	33,400	38,100	4,700	114.1
12 国庫支出金	2 国庫補助金	5 農林水産業費国庫補助金	8,140,000	0	0	0	0
13 県支出金	2 県補助金	5 農林水産業費県補助金	2,674,000	0	0	0	0
		6 商工費県補助金	1,117,000	0	0	0	0
	3 委託金	5 農林水産業費委託金	5,158,000	0	0	0	0
15 寄附金	1 寄附金	6 農林水産業費寄附金	28,271,000	14,134,000	14,134,000	0	100
18 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	1 延滞金	800,000	178,890	222,950	44,060	124.6
	5 雑入	4 雑入	70,923,000	45,274,000	30,552,360	14,721,640	67.5
合 計			227,991,000	186,783,936	111,090,696	75,693,240	59.5

ア調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 5 款寄附金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ徴収事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 5 款寄附金、第 1 8 款諸収入の徴収事務及び滞納事務について審査した結果、おおむね適正に処理されていると認めたが、「6 注意・努力・是正事項」で述べたことについては努力されたい。

(2) 歳 出

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率	
款	項	目						
5 労働費	2 労働諸費	1 労働諸費	15,479,000	2,926,461	2,326,461	12,552,539	18.9	
		2 勤労青少年ホーム費	10,642,000	6,854,663	6,226,371	3,787,337	64.4	
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	9,120,000	6,074,573	6,039,653	3,045,427	66.6	
		2 農業総務費	2,671,000	1,878,609	1,878,609	792,391	70.3	
		3 農業振興費	15,342,000	6,845,962	5,162,306	8,496,038	44.6	
		4 畜産業費	1,057,000	1,048,035	1,048,035	8,965	99.2	
	2 林業費	1 林業費	122,000	122,000	122,000	0	100	
	3 水産業費	1 水産業総務費	2,318,000	2,220,919	2,220,919	97,081	95.8	
		2 水産業振興費	92,543,000	79,766,925	54,870,512	12,776,075	86.2	
		3 漁港管理費	600,000	600,000	300,000	0	100	
	7 商工費	1 商工費	4 消費生活対策費	8,619,000	5,026,832	4,579,564	3,592,168	58.3
			5 市場管理費	168,111,000	125,658,457	105,885,704	42,452,543	74.7
合 計			326,624,000	239,023,436	190,660,134	87,600,564	73.2	

ア負担金、補助金について

負担金の支出は、勤労青少年海を渡る集い、相談員研修への出席負担金及び全国勤労青少年ホーム協議会、沖縄県農業会議、南部地区農業用廃プラ適正処理対策協議会、南部家畜人工授精センター、沖縄県林業協会、琉球水難救済会、九州都市消費者行政連絡会議への団体負担金である。

補助金の支出は、中小企業退職金共済掛金助成、那覇市若年者トライアル雇用事業主への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡・概算払による支払いは、九州地区勤労青少年ホーム分担金、外国人漁業研修生受入申請旅費、第 4 期漁業研修生面接（インドネシア）旅費、消費生活相談員研修専門・事例講座出席旅費及び負担金、第 30 回九州都市消費者行政連絡会議出席旅費及び負担金等である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、勤労青少年ホーム清掃業務、ミバ工地上防除業務、外国人漁業研修事業、計量器事前調査業務、公設市場の電気・機械設備保守管理業務・警備保安業務・清掃業務・エレベータ及びエスカレーター保守管理業務・冷房設備保守管理等の契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、泊船揚場施設漁船上架用ウインチ設置工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、勤労青少年ホーム借地料、P I O - N E T 端末機一式賃借料、牧志公設市場（衣料・雑貨）敷地賃貸借等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

牧志公設市場（雑貨部）冷却塔全面取替、第一牧志公設市場エスカレーター補修、牧志公設市場（衣料、雑貨）ひさし補修等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地（第一牧志公設市場 1, 801.53㎡、市民農園 1, 203㎡、安謝小船溜場施設用地 5, 222.34㎡、壺川漁港用地 502.25㎡）、建物（勤労青年ホーム 312㎡、牧志・第一牧志・東・田原・宇栄原・若松・真和志公設市場 9, 588.02㎡、市民農園便所 3.57㎡、泊船揚場ウインチ小屋 3.57㎡、泊船揚場倉庫 2棟 29.7㎡）について、使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めたが、「6 注意・努力・是正事項」で述べたことについて、是正されたい。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県漁業信用基金協会（3, 950 万円）・沖縄県農業信用基金協会（3, 224 万円）・沖縄県糖業振興協会（70 万円）・沖縄県野菜価格安定基金協会（111 万円）への出資金、沖縄県労働者信用基金協会（6, 833 万円）出捐金を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・努力・是正事項

(1) 予算科目の適正化について (注意事項)

勤労青少年ホーム運営協議会は、那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき協議会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。これは、商工振興課の「6 注意事項 (1) 予算科目の適正化について」と共通内容の注意事項である。

(2) 公設市場使用料の滞納繰越分未収金について (努力事項)

平成 4 年度から 1 4 年度分の滞納繰越分は、第 1 1 款使用料及び手数料の公設市場使用料 1 , 6 2 8 万 6 , 8 0 0 円と第 1 8 款諸収入の公設市場光熱水費実費徴収金 7 5 3 万 3 , 3 8 4 円、合計 2 , 3 8 2 万 1 8 4 円である。滞納繰越分は年度が経過するにしたがって、徴収が困難になってくることから、内容を峻別整理し、早期収納に努めてもらいたい。

(3) 契約の手続きについて (是正事項)

安謝小船溜場施設用地 (那覇市港町 3 丁目 1 番 1) 9 5 m²を平成 7 年 3 月 7 日那覇市沿岸漁業協同組合へ軽食店建設目的に「那覇市財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条 1 号」に基づき土地無償貸付契約をしている。

軽食店 (うみなり) の経営は、那覇市沿岸漁業協同組合が直接行っていたが、赤字経営となり、組合再建整備計画 (組合再建整備委員会構成員は県・市・組合等) により軽食店事業廃止に伴い、組合施設の利用収入 (家賃) に基づき、那覇市沿岸漁業協同組合は、第三者と施設利用契約書を交わして家賃月額 7 万円を徴収している。

しかし、平成 7 年 3 月 7 日交わした土地無償貸付契約書の第 3 条第 1 項「貸付物件を貸付申請書に記載した使用目的のとおり用途に自ら使用しなければならない。」また、第 7 条第 2 項「那覇市の承諾を得ないで、貸付物件を転貸し、又は那覇市沿岸漁業協同組合が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。」と規定されているにもかかわらず、書面による手続きがされていないので正規な是正処置を講じ、今後、適正な財産管理に努めるよう留意されたい。

観 光 課

1 職員の配置状況

観光課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 人)

職 名 係 名	課 長	主 幹	主 査	主任主事	主 事	計	定 数
課 長 等	1	2				3	3
観 光 課			4	3	2	9	9
計	1	2	4	3	2	1 2	1 2

那覇市観光協会への主幹 1 人、主査 1 人派遣職員含む。定数外職員は、N A H A マラソン事業の補助職員としての臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

観光課の組織は、庶務・管理グループ、企画グループ、振興グループ、緊急グループの 4 グループ編成で、課内庶務、ビル管理、予算決算事務、I S O 取得環境マネジメント推進業務、コンベンション振興計画推進・補助金・負担金、花粉疎開商品化、観光振興地域指定申請業務、那覇ハーリー・那覇まつり・首里文化祭等のイベント、観光誘客・ホスピタリティー情報提供、観光関連団体業務、新型肺炎 (S A R S) の観光への影響対応、I D B 総会に向けての対応事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたと、「6 注意事項」で述べたことについて注意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	90,000	76,975	59,524	17,451	77.3
合 計			90,000	76,975	59,524	17,451	77.3

調定事務について

第 18 款諸収入(庁舎光熱水費実費徴収金)について、収入調定伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管 理費	1 一般管理費	18,719,000	17,026,583	10,637,875	1,692,417	91.0
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	3,486,000	2,260,876	2,260,876	1,225,124	64.9
		3 観光費	140,855,000	115,177,596	100,826,274	25,677,404	81.8
合 計			163,060,000	134,465,055	113,725,025	28,594,945	82.5

ア負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県都市観光連絡協議会、九州観光都市連盟総会等の出席負担金、那覇市観光協会、九州観光都市連盟、首里城祭、サントピア沖縄全国シニアオープン卓球大会、観光宣伝誘致強化事業への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇市観光協会運営・事業、那覇爬龍船振興会、那覇大綱挽保存会、首里文化祭実行委員会、サバニ帆漕レース、L・I・B・T(かじき釣り)、コンベンション誘致促進補助事業として日本モンテッソーリ協会九州支部、沖縄県中小企業青年中央会、比較家族史学会、日本平和学会等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇市観光功労者表彰審査会の報酬・費用弁償、街角ガイド養成講座講師謝礼金、モノレールチケット代等である。

概算払による支払いは、九州観光都市連盟定期大会総会、第 4 回サバニ帆漕レース等への参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、サバニ帆漕レースへの参加に伴う派遣業務、桃太郎旗設置、N A H A マラソンスター管理運営業務、万国津梁之鐘移設業務委託、新潟観光客誘致キャンペーン実施における業務委託、ペリー来航150周年記念事業等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、やぎ第二ビル賃貸借等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、観光案内図版の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

工作物の観光案内板(1件)・観光案内図板(9件)・観光案内標識板(4件)は公有財産台帳(工作物)を審査した結果、おおむね良好に管理されていると認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

予算科目の適正化について

観光功労者審査委員会は、那覇市附属機関の設置に関する条例に基づき委員会を設置しているが、委員に支払われる報酬を非常勤職員報酬に予算計上している。これは、商工振興課の「6 注意事項(1) 予算科目の適正化について」と共通内容の注意事項である。

環 境 部 定期監査報告書

- | | |
|----------|---|
| 第1 監査の対象 | 環境部
環境政策課、新最終処分場建設準備室、クリーン推進課、環境保全課、
環境センター |
| 第2 監査の期間 | 平成15年12月1日から平成16年2月25日まで |
| 第3 監査の方法 | 監査は、平成15年度(平成15年11月30日現在)における予算の執行状況及び事務事業状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成15年11月26日現在である。 |
| 第4 監査の結果 | 次のとおり |

環 境 政 策 課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 人)

職 名 係 名	課 長	主 幹	主 査	主任主事	主 事	計	定 数
課 長 等	1	2				3	3
環 境 政 策 課			5	3	2	10	11
計	1	2	5	3	2	13	14

定数外職員は、非常勤職員 1 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課においては、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿の処分、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導、公衆便所の維持管理、ごみ減量及び資源化、ISO14001 の総括及び推進、環境基本計画、部所管事務の政策課題、部内の庶務、部内の連絡調整、部内の他課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 1 使用料 及び手 数料	1 使用料	3 衛生使用 料	1,000	1,600	1,600	0	100
	2 手数料	3 衛生手 数料	462,720,000	248,454,180	214,306,240	34,147,940	86.3
1 3 県支出 金	2 県補助 金	3 衛生費県 補助金	10,680,000	0	0	0	0
1 4 財産収 入	1 財産運 用収入	1 財産貸付 収入	3,620,000	3,620,988	2,715,741	905,247	75.0
		3 基金運用 収入	1,026,000	158,083	158,083	0	100
1 5 寄附金	1 寄附金	4 衛生費寄 附金	0	0	0	0	0
1 6 繰入金	2 基金繰 入金	1 0 一般廃 棄物処理 施設建設 等基金繰 入金	989,107,000	0	0	0	0

1 8 諸収入	4 受託事業収入	1 衛生費受託事業収入	4,807,000	2,445,277	2,445,277	0	100
合 計			1,471,961,000	254,680,128	219,626,941	35,053,187	86.2

調定事務について

第 1 1 款材料及び手数料、第 1 3 款県支出金、第 1 4 款財産収入、第 1 5 款寄附金、第 1 6 款繰入金、第 1 8 款諸収入 (受託事業収入) について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	1,000	0	0	1,000	0
		4 環境衛生費	10,364,500	4,449,812	2,476,498	5,914,688	42.9
	2 清掃費	1 清掃総務費	264,428,000	136,983,058	111,372,970	127,444,942	51.8
		2 塵芥処理費	989,107,000	885,052,000	885,052,000	104,055,000	89.5
		3 し尿処理費	171,731,000	132,522,749	88,464,144	39,208,251	77.2
		4 一般廃棄物処理施設建設等基金費	1,026,000	0	0	1,026,000	0
	合 計			1,436,657,500	1,159,007,619	1,087,365,612	277,649,881

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、ごみ処理施設組合管理運営負担金、ごみ焼却施設建設負担金等への負担金である。補助金の支出は、なほエコネットワーク事業、し尿収集業運搬事業への補助金である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、平成 1 5 年度第 1 回那覇市公害対策審議会に伴う委員報酬、第 2 回那覇市一般廃棄物対策推進審議会に伴う委員報酬、平成 1 5 年度那覇市生ごみ処理機器助成金の交付、那覇市一般廃棄物対策推進審議会に伴う費用弁償等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、環境基本条例制定業務、樹木せん定枝再生処理業務、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収業務等の契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約 (なし)

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、那覇市し尿中継槽土地使用料、那覇市し尿パイプ埋設地及びし尿投入線係留岸壁土地一時賃借料等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、し尿中継槽破碎機修理等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地（公衆便所用地「2箇所」189.29㎡、有限会社中央環境サービス公社への貸付用地 2249.00㎡）、建物（公衆便所「10箇所」173.47㎡、パレット市民劇場トイレ 37.77㎡、し尿中継施設「新港埠頭」607.95㎡、有限会社中央環境サービス公社への貸付建物 530.21㎡）の使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものとみとめた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 基金及び出資金について

一般廃棄物処理施設建設等基金（基金現在高 25億7,892万3,732円）について審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

新最終処分場建設準備室

1 職員の配置状況

新最終処分場建設準備室の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在 / 単位：人)

職名 係名	室長	主査	技査	主任主事	計	定数
課長等	1				1	1
新最終処分場建設準備室		2	5	1	8	8
計	1	2	5	1	9	9

定数外職員は、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

新最終処分場建設準備室においては、新最終処分場の建設、一部事務組合の設立、し尿処理施設の調整に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入・歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳入

なし

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率	
款	項	目						
4	衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	100,477,000	71,852,219	17,694,697	28,624,781	71.5
小 計			100,477,000	71,852,219	17,694,697	28,624,781	71.5	
繰 越 明 許 費								
4	衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	10,290,000	10,290,000	10,290,000	0	100
小 計			10,290,000	10,290,000	10,290,000	0	100	
合 計			110,767,000	82,142,219	27,984,697	28,624,781	74.2	

ア 負担金、補助金について

なし

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、海面処分場等の先進地視察、最終処分場の位置づけのお礼と平成 16 年度国庫補助の要請、海面最終処分場の先進地視察である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

なし

(2) 工事及び設計委託請負契約について

工事及び設計委託請負契約は、新港ふ頭地区海面処分場基本設計業務委託、一般廃棄物海面処分場環境影響評価図書作成業務委託、一般廃棄物海面処分場土質調査業務委託等の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、家賃（壺川庁舎 4・5 月分）、コピー機カウンター使用料等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

なし

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 16 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

ク リ ー ン 推 進 課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 人)

職名 係名	課長	主幹	係長	技査	主任 主事	主事	運転 技査	主任 運転手	運転 手	環境 整備 主査	主任環 境整備 員	環境 整備 員	総合 現業 主査	総合 現業 員	技師	計	定数
課長等	1															1	1
庶務係			1	1	2											4	5
環境美 化係		1	(1)		1	1	3	4	20	2	2	31				65	65
クリーン 推進係		1	(1)										2	12		15	15
計	1	2	1	1	3	1	3	4	20	2	2	31	2	12	0	85	86

定数外職員は、非常勤職員 7 人、臨時職員 22 である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課においては、一般廃棄物に係る収集及び指導、環境センター専用道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 1 使用料 及び手 数料	1 使用料	3 衛生使用料	1,716,000	1,482,500	989,000	493,500	66.7
	2 手数料	3 衛生手数料	1,000	0	0	0	0
1 8 諸収入	5 雑入	4 雑入	0	450,000	0	450,000	0
1 9 市債	1 市債	3 衛生債	15,300,000	0	0	15,300,000	0
合 計			17,017,000	1,932,500	989,000	16,243,500	51.2

調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 8 款諸収入、第 1 9 款市債について、収入調定伺、納付書兼調定票

等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費	101,098,497	57,532,959	52,240,961	43,565,538	56.9
		2 塵芥処理費	862,461,503	843,850,999	471,729,138	18,610,504	97.8
合 計			963,560,000	901,383,958	523,970,099	62,176,042	93.5

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、安全運転管理者会費及び講習への出席及び団体負担金である。

補助金の支出は、クリーン指導員連絡協議会等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、クリーン指導員謝礼(前期)、安全運転管理者講習負担金、那覇市クリーン推進指導員連絡協議会補助金である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、クリーン推進課構内警備委託、クリーン推進課構内施設消毒、貯水槽清掃委託、花壇草花植栽維持管理委託業務、廃自動車処理委託等の契約である。

(2) 工事請負契約について

なし

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、事務所維持管理費、地域清掃車両借上料、塵芥収集車両賃借料等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、備品(57件)、施設(2件)等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

公有財産について

施設の管理について、土地(クリーン推進課用地 5944.60㎡)、建物(クリーン推進課事務所他6件979.63㎡)の使用状況及び公有財産台帳の副読本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月15日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

環 境 保 全 課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在 / 単位 : 人)

職名 係名	課長	主幹	係長	主査	主任主事	主任予防 技術員	主事	予防技術員	計	定数
課長等	1								1	1
環境保全係			1	1	3		2		7	7
衛生係			1	1	1	1		7	11	11
南部広域市町村事務 組合派遣		1							1	1
計	1	1	2	2	4	1	2	7	20	20

定数外職員は、非常勤職員2人、臨時職員5人である。

2 主な所掌事務

環境保全課においては、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務、そ族昆虫の駆除に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳入

(平成15年11月30日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	2 手数料	3 衛生手数料	5,137,000	5,533,400	5,553,950	20,550	100.4
12 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	5,104,000	1,009,545	1,009,545	0	100
13 県支出金	2 県補助金	3 衛生費県補助金	1,625,000	0	0	0	0
合 計			11,866,000	6,542,945	6,563,495	20,550	100.3

調定事務について

第11款使用料及び手数料(畜犬登録手数料)、第12款国庫支出金(合併処理浄化槽設置整備事業補助金、テレビ受信障害対策補助金)について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
4 衛生費	1 保健衛 生費	1 保健衛生総務費	4,568,000	3,244,213	2,835,505	1,323,787	71.0
		4 環境衛生費	90,606,500	72,639,152	61,214,028	17,967,348	80.2
合 計			95,174,500	75,883,365	64,049,533	19,291,135	79.7

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県公衆衛生協会団体負担金、南部広域圏北斎場管理運営負担金、漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金等である。

補助金の支出は、合併処理浄化槽設置、雨水施設設置、テレビ受信障害対策事業等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金、九州都市環境行政連絡会議年会費、仮安置所慰霊祭供物供花料等である。

概算払による支払いは、都市環境行政連絡会総会出席旅費、公害苦情相談員ブロック会議出席旅費、ラムサール条約登録湿地関係市町村管理者会議出席旅費、飼犬等モデル地区先進都市視察旅費、雨水利用自治体担当者連絡会出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、畜犬登録鑑札注射済票交付、市内河川等水質調査、国場川水あしび業務の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、コピーカウンター・賃貸借料金、温水器使用料、タクシー使用料の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、調合タンク移設に伴う設置等の修繕の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、建物 (環境保全課現場事務所 136.08 m²、無縁遺骨仮安置所 52.06 m²) の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

環 境 セ ン タ ー

1 職員の配置状況

環境センターの職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 人)

職名 係名	所長	主幹	技幹	係長	主査	技査	操作整備技査	プラント整備技査	主任主事	主任操作整備員	主任プラント整備員	操作整備員	計	定数
課長等	1	1	1										3	3
管理係		1		(1)	1				2				4	4
施設係				1		2	5	1		5	2	15	31	31
計	1	2	1	1	1	2	5	1	2	5	2	15	38	38

管理係長は主幹が兼務している。定数外職員は、非常勤職員 3 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境センターにおいては、環境センターの施設の維持管理、一般廃棄物(し尿を除く)の処分に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳入

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	2 手数料	3 衛生手数料	169,518,000	95,305,449	83,215,980	12,089,469	87.3
12 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	473,760,000	0	0	0	0
13 県支出金	2 県補助金	3 衛生費県補助金	12,100,000	0	0	0	0
18 諸収入	4 受託事業収入	1 衛生費受託事業収入	79,285,000	40,328,778	35,899,516	4,429,262	89.0
	5 雑入	3 違約金及び延納利息	0	29,237,510	29,237,510	0	100
		4 雑入		10,660,000	6,596,922	5,566,216	1,030,706
19 市債	1 市債	3 衛生債	505,400,000	0	0	0	0
合 計			1,250,723,000	171,468,659	153,919,222	17,549,437	89.8

調定事務について

第 11 款使用料及び手数料(ごみ処分手数料)、第 18 款諸収入(南風原町ごみ処理受託事業収入、

島尻消防・清掃組合残渣処理受託事業収入、違約金、資源ごみ収益金等)について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費	39,136,000	14,330,872	14,237,065	24,805,128	36.6
		2 塵芥処理費	2,189,019,000	1,535,460,846	404,998,152	653,558,154	70.1
小 計			2,228,155,000	1,549,791,718	419,235,217	678,363,282	69.6
繰 越 明 許 費							
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	16,553,000	14,106,750	14,106,750	2,446,250	85.2
小 計			16,553,000	14,106,750	14,106,750	2,446,250	85.2
事 故 繰 越 費							
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	105,056,700	105,056,700	105,056,700	0	100
小 計			105,056,700	105,056,700	105,056,700	0	100
合 計			2,349,764,700	1,668,955,168	538,398,667	680,809,532	71.0

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本環境衛生センター、沖縄県衛生施設連絡協議会への団体負担金である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県衛生施設連絡協議会の団体負担金、公害対策連絡協議会の茶菓子代金及びテレホンカードの現物支給代金、台風時における非常食代金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、活性炭取替業務、塩化第二鉄補充業務、苛性ソーダ補充業務、工用硫酸補充業務、除草・路面清掃業務、可燃ごみ処分業務、汚水処理場維持管理業務、リサイクルプラザ維持管理業務、古紙処理業務、最終処分場管理・重機借上業務、焼却炉運転管理業務等の委託契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、浸出水処理施設改修工事、汚水調整池建設工事、最終処分場法面工事、最終処分場擁壁補強工事(建設、機械、電気)等の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、発電機・ポンプリース、タクシー使用料等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、電気集塵機、焼却炉、ごみクレーン設備、トラックスケール等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、土地(環境センター用地108筆156,436.88㎡)、建物(清掃工場4,662.99㎡、ゴミ処理施設3,711.47㎡)の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月14日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

健康福祉部
定期監査報告書

第1 監査の対象 健康福祉部

福祉総務課、健康推進課、こども課、障害福祉課、チャージンじゅう課
保護第一課、保護第二課

第2 監査の期間 平成15年12月1日から平成16年2月25日まで

第3 監査の方法 監査は、平成15年度(平成15年11月30日現在)における予算の執行状況及び事務事業状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。ただし、歳入の調定額、収入済額、収入未済額は平成15年11月26日現在である。

第4 監査の結果 次のとおり

福祉総務課

1 職員の配置状況

福祉総務課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在/単位:人)

係名 \ 職名	課長	主幹	主査	主任主事	主事	計	定数
課長等	1					1	1
福祉総務課			5	8	1	14	14
社会福祉協議会派遣		1				1	1
計	1	1	5	8	1	16	16

定数外職員は、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

福祉総務課においては、福祉事業の総合計画、社会福祉事業団体及び地域福祉、福祉のまちづくり、民生委員及び児童委員、災害援助、援護事務、総合福祉センター、部所管事務の政策課題、部内の庶務、部内の連絡調整、部内の他課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが、「6 検討・留意事項(2)」で述べたことにつ

いて留意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 使用料	2 民生使用料	72,000	145,554	150,306	4,752	103.3
13 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金	2,000	0	0	0	0
14 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	1,184,000	0	0	0	0
16 繰入金	2 基金繰入金	13 地域福祉基金繰入金	1,816,000	0	0	0	0
小 計			3,074,000	145,554	150,306	4,752	103.3
繰 越 明 許 費							
12 国庫支出金	1 国庫負担金	2 民生費国庫負担金	125,516,000	0	0	0	0
13 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金	22,072,000	0	0	0	0
19 市債	1 市債	2 民生債	93,300,000	90,600,000	90,600,000	0	100
小 計			240,888,000	90,600,000	90,600,000	0	100
合 計			243,962,000	90,745,554	90,750,306	4,752	100.0

ア 調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料 (総合福祉センター目的外使用料)、第 1 9 款市債 (児童福祉施設整備事業債) について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収事務について

第 1 1 款使用料及び手数料 (総合福祉センター目的外使用料)、第 1 9 款市債 (児童福祉施設整備事業債) の徴収及び滞納事務について審査した結果、「6 検討・留意事項 (1)」で示した以外は、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	45,000	40,000	40,000	5,000	88.9

3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	195,119,000	189,173,255	143,901,720	5,945,745	97.0
		2 身体障害者福祉費	3,224,000	3,224,000	3,224,000	0	100
		3 知的障害者福祉費	1,421,000	1,421,000	1,421,000	0	100
		4 老人福祉費	4,513,000	4,513,000	4,513,000	0	100
		5 遺家族等援護費	2,967,000	1,871,252	1,871,252	1,095,748	63.1
		7 地域福祉基金費	136,000	0	0	136,000	0
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	205,000	204,352	204,352	648	99.7
		3 母子福祉費	1,700,000	1,700,000	1,700,000	0	100
	4 災害救助費	1 災害救助費	1,000	0	0	1,000	0
	小 計			209,331,000	202,146,859	156,875,324	7,184,141
繰 越 明 許 費							
3 民生費	2 児童福祉費	3 母子福祉費	269,985,938	267,322,900	267,269,560	2,663,038	99.0
小 計			269,985,938	267,322,900	267,269,560	2,663,038	99.0
合 計			479,316,938	469,469,759	424,144,884	9,847,179	97.9

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、いしみね地域福祉まつり実行委員会、市部福祉業務連絡協議会等への団体負担金である。

補助金の支出は、那覇市社会福祉協議会、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県更生保護会、那覇保護区保護司会、那覇市民生委員児童委員連合会、那覇市地域福祉基金助成事業、那覇市身体障害者福祉協会、沖縄県身体障害者福祉協会、沖縄県視覚障害者福祉協会、那覇市手をつなぐ育成会、沖縄県手をつなぐ育成会、那覇市老人クラブ連合会、那覇市連合遺族会、沖縄県肢体不自由児協会、那覇市母子寡婦福祉会等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、いしみね地域福祉まつり負担金、那覇市民生委員推薦会委員報酬及び費用弁償、沖縄愛楽園訪問における激励金、那覇市小災害見舞金等である。

概算払による支払いは、那覇市社会福祉協議会補助金、沖縄県社会福祉協議会運営補助金、那覇保護区保護司会運営補助金、那覇市民生委員児童委員連合会運営補助金、那覇市地域福祉基金事業補助金、那覇市身体障害者福祉協会運営補助金、那覇市手をつなぐ育成会運営補助金、那覇市老人クラブ連合会運営補助金、那覇市母子寡婦福祉会運営補助金等である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市総合福祉センター管理業務、地域インターネット維持管理業務、沖縄愛楽園入園者激励事業の委託契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、那覇市母子生活支援センター（仮称）の建築、電気、機械、昇降機の新築工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機の賃貸借契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理は、那覇市総合福祉センター（土地 3,993.03㎡、建物 5,309.45㎡）、社会福祉法人そてつの会への無償貸付用地（土地 578.94㎡）、福祉施設用地（土地 2,039.66㎡）及び保健福祉施設（建物 762.50㎡）の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 19 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 基金について

那覇市地域福祉基金（基金額 8 億 4,639 万 8,000 円）について、基金の出納計算書等で審査した結果、良好に管理されているものと認めた。

6 検討・留意事項

(1) 歳入の執行管理について（検討事項）

歳入の第 11 款使用料及び手数料の総合福祉センター目的外使用料の徴収に関して、那覇市健康福祉部所管施設目的外使用要綱第 7 条（使用料の免除）で使用料の[免除の対象が身体障害者、知的障害者等]となっているが、これを一般的な市民の福祉の向上の目的まで拡大解釈して、児童と保護者、ボランティア、保育所職員などについても使用料を免除している。障害者以外の社会的弱者などの福祉の向上及び健康の保持増進や那覇市の行政運営を目的とする場合は、施設の使用料の区分等により使用料の減免や免除の明確な規定が必要であるが、それが定められていない。これらについては、要綱と使用料の免除の実態が明確でないので、使用料の公正かつ公平性を確保するべく規程と実態の整合性を持たせるよう検討していただきたい。

(2) 歳出予算の管理について（留意事項）

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費 24 万 3,000 円が全額未執行となっている。これは、予算執行に向けての事業計画や執行体制が十分とは言えず、事業紹介パンフレットの作成や制度説明会開催の予算執行ができない状況となっているが、年度内の予算執行の見通しのない予算の計上は不適切である。予算を計上した以上は、介護保険制度を補完するなどの重要な行政効果を十分に上げるためにも執行計画を確立して、早期の事業実施を目指し、万全の体制で努力されたい。

（なお、この成年後見制度利用支援事業費については、33 万 9,000 円、障害福祉課 33 万 9,000 円及びチャージゅう課 33 万 9,000 円を含めて健康福祉部全体の合計金額 126 万円の未執行に対する留意事項である。）

健 康 推 進 課

1 職員の配置状況

健康推進課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成 15 年 11 月 30 日現在 / 単位 : 人)

職 名 係 名	課 長	技 幹	係 長	主 査	技 査	主任 主事	主 事	運 転 手	栄 養 士	保 健 師	計	定 数
課 長 等	1	1									2	2
健康推進課係			1	3		2		1		2	9	9
予 防 係			1	1		6	1				9	10
健康づくり1係			1		1					7	9	9
健康づくり2係			1						1	7	9	9
健康づくり3係			1							5	6	6
老 人 医 療 係			1	1		4					6	6
計	1	1	6	5	1	12	1	1	1	21	50	51

定数からの減員は、予防係の主任主事 1 人である。

定数外職員は、非常勤職員 2 2 人 (健康づくり 1 係 1 人、健康づくり 2 係 2 人、健康づくり 3 係 7 人、老人医療係 1 2 人)、臨時職員 7 人 (予防係 2 人、健康づくり 1 係 1 人、健康づくり 2 係 1 人、老人医療係 3 人) である。

2 主な所掌事務

健康推進課においては、保健業務の企画立案及び関係団体との連絡調整、予防接種、結核予防及び健康診断、老人保健法 (昭和 57 年法律第 80 号)、母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号)、健康づくり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)、精神障害者地域生活支援センター、献血、臓器移植、エイズ、麻薬、SARS 等、保健団体の育成及び地域保健等、保健センター、救急医療の負担金・補助金、医療に係る連絡及び調整、古波蔵ふれあい館、老人保健事業費支出の事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6.留意事項(3)郵便切手の管理について(4)歳出予算の管理について」で述べたこと以外については、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

一般会計

(1) 歳 入

(平成 15 年 11 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					

1 0 分担金及び負担金	2 負担金	4 衛生費負担金	0	10,400	10,400	0	100
1 1 使用料及び手数料	2 手数料	1 衛生手数料	1,000	2,100	0	2,100	0
1 2 国庫支出金	1 国庫負担金	3 衛生費国庫負担金	42,377,000	0	0	0	0
	2 国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	6,853,000	0	0	0	0
1 3 県支出金	1 県負担金	3 衛生費県負担金	42,378,000	0	0	0	0
	2 県補助金	3 衛生費県補助金	76,266,000	0	0	0	0
1 8 諸収入	5 雑入	4 雑入	40,674,000	21,786,606	19,797,500	1,989,106	90.9
合 計			208,549,000	21,799,106	19,807,900	1,991,206	90.9

調定事務について

第 1 0 款分担金及び負担金、第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 2 款国庫支出金、第 1 3 款県支出金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 1 5 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	15,739,000	15,400,000	15,400,000	339,000	97.8
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	202,242,000	143,347,715	96,669,809	58,894,285	70.9
		2 予防費	206,752,400	108,423,298	101,177,980	98,329,102	52.4
		3 結核対策費	19,362,000	11,692,272	10,191,642	7,669,728	60.4
		5 母子保健費	111,856,000	64,999,113	63,955,787	46,856,887	58.1
		6 老人保健費	276,553,000	190,554,860	156,118,554	85,998,140	68.9
合 計			832,504,400	534,417,258	443,513,772	298,087,142	64.2

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県精神保健センター、南部地区保健衛生事務研究会、沖縄県市町村保健センター等連絡協議会、南部地区老人医療事務研究会、地域保険学術研究会等への出席及び団体負担金である。

補助金の支出は、小規模作業所 (アトリエ種子・わんから・あごら・ソーシャルクラブビーンズ・

はんたびあ・まあーじ・ふいーるどばわー)、沖縄県公衆浴場業環境衛生同業組合、沖縄県精神保健福祉協会、沖縄県ゆうな藤楓協会、沖縄県総合保健協会、那覇市献血推進協議会、南部地区歯科医師会、那覇看護専門学校、那覇市医師会(開業医宅直事業・病院群輪番事業・小児救急医療支援事業)、沖縄赤十字病院(那覇市医師会宅直事業)、那覇市立病院(病院郡輪番制事業)、那覇市母子保健推進員連絡協議会、精神障害者地域生活援助事業(沖縄県精神障害者福祉連合会、医療法人輔仁会等)等への補助金である。

これらについて審査した結果、「6.検討事項(1)精神障害者小規模作業所運営補助について」で述べたこと意外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、健康づくり推進事業の講師謝礼金、日脳(報賞費・食料費)、ポリオ予防接種(報賞費・食料費・通信運搬費)、インフルエンザ通信運搬費、DT通信運搬費・食料費、予防接種事務費(火災保険料)、予防接種被害救済事業(報酬、旅費)、保健センター建設事業(報賞費、費用弁償、食料費)等である。

概算払いによる支払いは、精神障害者小規模作業所運営補助、保健衛生団体補助(沖縄県公衆浴場業環境衛生同業組合、沖縄県精神保健福祉協会、沖縄県ゆうな藤楓協会、沖縄県総合保健協会、那覇市献血推進協議会、南部地区歯科医師会、那覇市医師会那覇看護専門学校)、救急診療事業補助金(那覇市医師会長)、精神障害者地域生活援助事業(沖縄県精神障害者福祉会連合会等)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

老人保健特別会計

(1)歳入

(平成15年11月30日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 医療費交付金	16,148,741,000	9,442,486,359	9,442,486,359	0	100
		2 審査支払手数料交付金	86,830,000	45,732,831	45,732,831	0	100
2 国庫支出金	1 国庫負担金	1 医療費負担金	5,338,203,000	3,203,621,000	3,203,621,000	0	100
3 県支出金	1 県負担金	1 県負担金	1,303,543,000	965,436,000	965,436,000	0	100
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	1,302,446,000	976,835,000	651,224,000	325,611,000	66.7
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	0	0	0
6 諸収入	1 延滞金及び加算金	1 延滞金	1,000	0	0	0	0
		2 加算金	1,000	0	0	0	0

	2 預金利子	1 預金利子	1,000	0	0	0	0
	3 雑入	1 小切手支払資金組入	1,000	0	0	0	0
		2 第三者納付金	1,000	18,705,782	18,707,782	2,000	100.0
		3 返納金	1,000	510,190	584,610	74,420	114.6
		4 雑入	1,000	0	0	0	0
合 計			24,179,771,000	14,653,327,162	14,327,792,582	325,534,580	97.8

調定事務について

第 1 款支払基金交付金、第 2 款国庫支出金、第 3 款県支出金、第 4 款繰入金、第 5 款繰越金、第 6 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 医療諸費	1 医療諸費	1 医療給付費	23,689,878,000	14,201,496,642	14,201,496,642	9,488,381,358	59.9
		2 医療費支給費	197,262,000	126,073,094	126,073,094	71,188,906	63.9
		3 審査支払手数料	86,830,000	47,338,539	47,338,539	39,491,461	54.5
2 諸支出金	1 償還金	1 償還金	1,000	0	0	1,000	0
		2 還付金	1,000	0	0	1,000	0
		3 小切手支払未済償還金	5,000	0	0	5,000	0
	2 繰出金	1 一般会計繰出金	56,655,000	0	0	56,655,000	0
3 繰上充 用金	1 繰上充 用金	1 繰上充用 金	149,139,000	149,138,114	149,138,114	886	100.0
合 計			24,179,771,000	14,524,046,389	14,524,046,389	9,655,724,611	60.1

ア、負担金、補助金について

負担金の支出は、国保連合会への老人医療費給付費（現物）及び老人医療費支給費（現金）である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ、概算払の取扱について

概算払による支払いは、国保連合会や社会保険診療報酬支払基金への老人医療費給付費及び老人医療費支給費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4. 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、保健センター建設事業、保健センター清掃事業、北保健センター清掃事業、古波蔵ふれあい館管理事業、精神障害者地域生活支援事業、DPT 予防接種業務委託(個別)、妊婦健康診査事業、乳幼児健康診査、結核予防接種事業、肝炎ウイルス検診、健康教育中高年健康セミナー、健康診査検診、子宮ガン頸部検診事業等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、保健センター用地年間賃借料及びパソコン賃借料、複写機使用料、タクシー使用料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5. 財産の管理状況

(1) 公有財産について

建物(保健センター 2,005.48㎡、北保健センター 280㎡)について、使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、「6. 注意事項(2) 車両管理について」で述べたこと以外にも管理不十分が一部みられたが、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6. 検討、注意、留意事項

(1) 精神障害者小規模作業所運営補助について(検討事項)

精神障害者小規模作業所は、那覇市精神障害者小規模作業所運営助成事業要綱第2条において「作業指導生活訓練等を行うことにより、社会的自立を図ることを目的として設置する小規模の精神障害者社会復帰施設」と規定され、那覇市在住者5人以上(通所のみ)の7作業所に補助限度額220万円が交付されている。

市在住者5人以上との規定のため、通所人員が10人以上になると、実質的に設置主体が同一とみなされるにもかかわらず、作業能力別に2分割して作業所を設立し、各々補助を受けている作業所がある。通所者の能力別の差別化が、妥当であるか検討を要するものと思われる。

通所人員10人以上で出資金1,050万円以上の法人になると、国の補助(1,000万円の負担割合は国1/2、県と市は1/4)が対象となり、運営費増大に対しては、分割以外の対処が可能となる。

小規模作業所設置主体を指導し、適正補助に努められたし。

(2) 車両管理について(注意事項)

車両の配置を受けた課は、車両管理規定第14条車両使用簿への記載、第18条車両運行日誌の記録を要するが、当課は記載・記録・決裁が不十分である。

これらは、交通事故等における車両の使用目的や運行状況、給油等の支出、車両の整備状況等の確認になるものであるので、正確な記載・記録・決裁に注意されたし。

(なお、車両管理については、こども課も共通内容の注意事項である。)

(3) 郵便切手の管理について(留意事項)

平成10年度、平成13年度の監査指摘で郵便切手の大量在庫について指摘されたところであるが、今回も各係別(事業別)に管理され、前回指摘同様大量の在庫を抱えている。

(1月19日現在 80円切手7,056枚で56万4,480円、90円切手1,645枚で14万8,050円、切手総額103万4,198円)

国、県の補助金等との関係で受払簿の一体化が困難であり、大量の在庫を抱えることになるとの説明であるが、現品有高にはほとんど変動は無く、常に大量の在庫を抱えている状況にかわりない。

郵便切手の管理のあり方、郵便料金の支払方法等を検討し、大量在庫を抱えることがないように留意されたし。

(4) 歳出予算の管理について(留意事項)

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費33万9,000円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6 留意事項(2) 歳出予算の管理について」と共通の留意事項である。

こども課

1 職員の配置状況

こども課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在/単位:人)

職名 係名	副 参 事	主 幹	係 長	主 査	技 査	保 育 所 長	児 童 館 長	主 任 技 師	主 任 主 事	主 事	言 語 聴 覚 士	主 任 保 育 士	保 育 士	用 務 員	保 健 師	調 理 主 任	調 理 員	計	定 数
課長等	1	2																3	3
庶務係			1	1				1	3									6	6
保育所						18						146	17	15			2	198	201
給食センター					1											1	8	10	10
保育係			1	1					5			1						8	8
育成係			1	2			8		3						1			15	15
療育センター		1	(1)	4	1				1		1							8	8
母子児童係			1	1					5	2								9	9
乳幼児医療係			1						3									4	4
計	1	3	5	9	2	18	8	1	20	2	1	147	17	15	1	1	10	261	264

定数未配置は、主任保育士3人である。

定数外職員は、非常勤職員140人(育成係49人、保育所等で91人)、及び臨時職員197人(保育所166人、育成係等で31人)である。

2 主な所掌事務

こども課においては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、児童福祉施設、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、療育センター、乳幼児医療、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、母子福祉センター、助産施設の入所の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成15年11月30日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
款	項	目						
10	分担金及び負担金	2 負担金 1 民生費負担金	924,770,000	610,536,400	625,597,480	15,061,080	102.5	
11	使用料及び手数料	1 使用料 2 民生使用料	70,000	127,294	137,812	10,518	108.3	
12	国庫支出金	1 国庫負担金 2 民生費国庫負担金	3,689,537,000	2,540,519,267	1,953,984,267	586,535,000	76.9	
		2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金	10,523,000	0	0	0	0	
		3 委託金 2 民生費委託金	8,194,000	7,304,620	7,304,620	0	0	
13	県支出金	1 県負担金 2 民生費県負担金	939,262,000	729,309,205	725,747,797	3,561,408	99.5	
		2 県補助金	2 民生費県補助金	319,889,000	36,997,000	36,997,000	0	100
			3 衛生費県補助金	160,020,000	0	0	0	0
		3 委託金 2 民生費委託金	44,000	45,500	45,500	0	100	
14	財産収入	2 財産売払収入 2 物品売払収入	570,000	570,000	578,700	8,700	101.5	
18	諸収入	5 雑入 4 雑入	45,531,000	33,670,246	28,953,746	4,716,500	86.0	
合 計			6,098,410,000	3,959,079,532	3,379,346,922	579,732,610	85.4	

ア 調定事務について

第 10 款分担金及び負担金、第 11 款使用料及び手数料、第 12 款国庫支出金、第 13 款県支出金、第 14 款財産収入、第 18 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収金及び滞納整理事務について

第 10 款分担金及び負担金、第 18 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「6. 検討事項(2) 保育料滞納繰越未収金の徴収について」で述べたこと以外については、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在/単位: 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率	
款	項	目						
2	総務費	1 総務管理費 11 過誤農還付金	1,000	0	0	1,000	0	
3	民生費	1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	850,000	358,902	358,902	491,098	42.2	
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	585,265,000	216,258,873	192,658,910	369,006,127	37.0
			2 児童措置費	3,440,381,000	2,591,934,150	2,283,577,600	848,446,850	75.3
			3 母子福祉費	2,579,793,000	1,748,220,826	1,727,360,801	831,572,174	67.8
			4 保育所費	683,653,150	403,954,062	369,717,853	279,699,088	59.1
			5 児童厚生施設費	147,098,000	102,290,689	88,539,624	44,807,311	69.5
4	衛生費	1 保健衛生費 10 乳児医療費	357,659,000	168,003,673	166,232,953	189,655,327	47.0	
小 計			7,794,700,150	5,231,021,175	4,828,446,643	2,563,678,975	67.1	
繰 越 明 許 費								
3	民生費	2 児童福祉費 3 母子福祉費	1,942,500	1,942,500	1,942,500	0	100	
小 計			1,942,500	1,942,500	1,942,500	0	100	
合 計			7,796,642,650	5,232,963,675	4,830,389,143	2,563,678,975	67.1	

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、認可私立保育園運営費負担金、市部福祉業務母子部会負担金、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県保育士会、沖縄県児童館連絡協議会、沖縄県家庭相談員連絡協議会、沖縄県立社会福祉研修所、給食担当者研修会等への団体負担金や参加負担金等である。

補助金の支出は、放課後児童健全育成事業、地域組織活動育成事業(母親クラブ)、少年少女発明クラブ(発明クラブ)への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、児童扶養手当、認可園（児童福祉施設）・認可保育施設（保育所）賠償責任保険料、傷害保険料、児童館の講師謝礼金・消耗品費等である。

概算払いによる支払いは、厚生省主催市町村セミナー・母子自立支援員研修会、保育所乳児担当者研修会参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、保育等支援事業、児童及び職員寄生虫予防諸検査業務、認可保育園児童健康診断、認可保育園児童歯科検診、認可外保育施設児童健康管理業務、認可外保育施設児童歯科健診事業、乳幼児一時預かり事業、ひとり親家庭実態調査、母子生活支援施設事業、保育所機械警備業務(19ヶ所)、保育所等営繕業務、那覇市立安謝保育所管理、児童館管理運営（金城児童館、安謝児童館、古波蔵児童館）等の契約である。

(2) 工事請負契約について

設計工事等委託契約は、保育所の補修工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、児童館等の借地、複写機保守契約、バス借り上げ、タクシー使用料等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、大名保育所幼児用便器修繕、一時保育室設置工事、石嶺保育所給湯管改修工事、若狭浦保育所幼児用バス取替工事等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6.留意事項(3)随意契約について」で述べたこと以外については、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地（保育所12,977.6㎡、給食センター463.21㎡、児童館4,514.61㎡、療育センター1,371.49㎡）、建物（保育所10,023.65㎡、給食センター292.5㎡、児童館等4,210.14㎡、療育センター685.27㎡、母子生活支援センター1,803.1㎡、安謝児童クラブ等73.18㎡）について、使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査し、施設管理状況について抽出により4施設（樋川保育所、与儀南保育所、給食センター、壺屋児童館）を実地調査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月16日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、「6.注意事項(1)車両管理について」で述べたこと以外については、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意、検討、留意事項

(1) 車両管理について（注意事項）

車両管理については、記載・記録・決裁が不十分である。これは、健康推進課の「6 注意事項(2)車両管理について」と共通の注意事項である。

(2) 保育料滞納繰越未収金の徴収について(検討事項)

保育料については、滞納が発生した場合保育所長が保護者に滞納があった旨連絡し納付するよう催告しているが、卒園後はこうした対応はできない。(滞納繰越額の徴収率は15.0%)

保育料については、月1回滞納状況リストが作成され、年2回催告書を郵送しているが、個別訪問記録や、滞納理由等については記載項目が無い。

保育料滞納状況の個人別明細票等は作成されていないため、交渉経過や、家庭の負担力等は十分把握されているとは言い難い。

滞納個票等を作成し、記載項目を検討して負担能力を勘案した徴収方法を確立し、徴収率の向上を検討されたし。

(3) 随意契約について(留意事項)

こども課提出資料によると業務委託契約は63件中54件(86%)、レンタル料は7件中4件(57%)、修繕料は10件すべて(100%)随意契約であった。

更に、「競争入札に適しない」として施行令第167条の2第1項第2号を適用したのが68件中53件(78%)みられたが、チリ回収業務や冷房機・扇風機保守点検及び自動ドア保守点検業務等、2号適用に疑問が残るものもある。

随意契約の割合(84%)からすると一般競争入札よりも随意契約が多い状況が現れているが、随意契約は、金額の多少に関わらず、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、今後競争入札制度の活用に留意されたし。

障 害 福 祉 課

1. 職員の配置状況

障害福祉課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在/単位:人)

係名 \ 職名	課長	係長	主査	主任主事	主事	理学療法士	保健師	計	定数
課長等	1							1	1
給付係		1	1	5	2	1		10	10
支援係		1	1	3	2		2	9	9
計	1	2	2	8	4	1	2	20	20

定数外職員は、非常勤職員5人、臨時職員5人である。

2. 主な所掌事務

障害福祉課においては、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者計画、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、身体障害児及び知的障害児の支援費、特別障害者手当・経過的手当福祉及び障害児福祉手当、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に関する事務を所掌している。

3. 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、「6.留意事項(2)歳出予算の管理について」で述べたこと意外の計数は正

確なものとした。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
10	分担金及び負担金	2 負担金 1 民生費負担金	6,459,000	33,518,875	2,887,300	30,631,575	8.6
12	国庫支出金	1 国庫負担金 2 民生費国庫負担金	1,182,863,000	0	0	0	0
		2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金	180,684,000	0	0	0	0
13	県支出金	2 県補助金 2 民生費県補助金	383,970,000	16,000,000	16,000,000	0	100
		3 委託金 2 民生費委託金	1,000	0	0	0	0
18	諸収入	5 雑入 4 雑入	75,333,000	55,605,291	22,005,001	33,600,290	39.6
合 計			1,829,310,000	105,124,166	40,892,301	64,231,865	38.9

調定事務について

第 10 款分担金及び負担金、第 12 款国庫支出金、第 13 款県支出金、第 18 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「6. 検討事項(1) 高額療養費返還金について」で述べたこと以外は、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 月 30 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2	総務費	1 総務管理費 1 1 過誤納還付金	1,000	0	0	1,000	0
3	民生費	1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	27,049,125	15,835,246	12,568,102	11,213,879	58.5

	2 身体障害者福祉費	2,032,635,875	1,338,545,284	1,326,367,240	694,090,591	65.9
	3 知的障害者福祉費	1,362,410,000	742,912,836	740,387,266	619,497,164	54.5
合 計		3,422,096,000	2,097,293,366	2,079,322,608	1,324,802,634	61.3

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、専任手話通訳者会議、知的障害者部会市部連絡会議への出席負担金である。

補助金の支出は、身体障害者小規模作業所補助（福祉の店ナカヤ・共同作業所ふれんど）、小規模作業所販路拡大支援事業（那覇地区共同作業所研究会フェニックス）、知的障害者小規模作業所補助（那覇福祉作業所・福祉作業所ゆいまーる・たけのこ作業所・首里福祉作業所・ふくぎ作業所・福祉作業所つばさ）等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、重度心身障害者医療費助成金支給、特別障害者手当等である。

概算払いによる支払いは、社会事業授産施設事務費（沖縄コロニー印刷所）、平成 15 年度専任手話通訳者会議参加のための費用弁償、身体障害者施設訪問面談、第 2 回身体障害者福祉研究会参加及び知的施設入所者障害程度区分面談調査、県外障害者施設訪問面談のための出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、点字図書給付事務委託、点字印刷委託、手話通訳派遣（夜間緊急体制）、障害者美術展、障害者生活支援事業、障害者センター管理運営、那覇市障害者運動会、沖縄県身体障害者スポーツ大会派遣、心身障害者相談業務、ピアカウンセリング活動、リフト付バス運行事業、緊急通報システム設置事業、福祉機器リサイクル事業、障害者訪問入浴サービス事業等の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、パーソナルコンピュータ及びプリンタ賃借料、業務用軽自動車の賃借、障害者支援費管理費システム一式賃借料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

公有財産について、土地（古島在障害者福祉センター 2,803.11㎡）、建物（同福祉センター 521.78㎡、ホームヘルパー事務連絡所 81.5㎡）の使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討、留意事項

(1) 高額療養費返還金について(検討事項)

ア 重度心身障害者医療費等貸付事業は、那覇市が那覇市社会福祉協議会へ補助金を支出し、同協議会が医療費の自己負担金の貸付を行い、市が高額療養費分の回収を行うシステムとなっている。同システムにより貸付を受けた本人は、医療機関に対し健康保険適用外金額のみを支払うが(通常貸付金は同協議会より医療機関に振り込まれる。)、後日、高額療養費は、加入医療保険者より本人に支給される。本人は、貸付制度のことを理解せず、返還の認識がない場合が生ずる。このことが、徴収率が低下する要因となっているものと思われる。

現在のシステムにおける高額療養費返還金は、回収が容易でないとも思えるが、滞納の個人別明細票等を作成し、記載項目を検討して負担能力等を勘案した徴収方法を確立し、徴収率向上を検討されたし。

イ 高額療養費返還金(第18款第5項第4目第3節民生費雑入)は、個々人の返還金が確定した後、個々に調定を行うことが煩雑という理由のため年度末に一括して調定しているが、平成14年度分の滞納繰越調定は未だに行われていない。

調定は徴収に関する意思決定行為であるので、収入行為の前段で行うべきであり、事後調定は法律上又は性質上事前に調定がなされない場合に限定されているので、年度末一括事後調定を事前調定に改めたし。

(2) 歳出予算の管理について(留意事項)

歳出予算の成年後見制度利用支援事業33万9,000円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6留意事項(2)歳出予算の管理について」と共通の留意事項である。

ちゃーがんじゅう 課

1 職員の配置状況

ちゃーがんじゅう課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在/単位:人)

職名 係名	課長	主幹	技幹	係長	主査	技査	主任 主事	主事	保健師	計	定数
課長等	1	1	1							3	2
管理係				1	2		2	1		6	7
在宅福祉係				1	3	1	2	2		9	9
認定係				1	1	1	3	1	2	9	10
保険給付係				1	2		4	4		11	10
合計	1	1	1	4	8	2	11	8	2	38	38

定数外職員は、非常勤職員46人、臨時職員6人である。

2 主な所掌事務

ちゃーがんじゅう課においては、老人福祉法(昭和33年法律第133号)に関すること、高齢者福祉対策に関すること、老人福祉施設に関すること、介護保険事業の企画及び普及に関すること、介護保険の認定審査、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収に関すること、安謝複合施設の事務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表

等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

一般会計

(1) 歳 入

(平成15年11月30日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
10 分担金 及び負担金	2 負担金	1 民生費 負担金	18,130,000	23,299,257	8,143,574	15,155,683	35.0
11 使用料 及び手数料	1 使用料	2 民生使 用料	2,000	2,940	2,940	0	100
12 国庫支 出金	1 国庫負 担金	2 民生費 国庫負 担金	63,715,000	48,318,000	19,914,000	28,404,000	41.2
13 県支出 金	2 県補助 金	2 民生費 県補助 金	159,242,000	0	0	0	0
18 諸収入	5 雑入	4 雑入	27,710,000	18,020,598	14,473,911	3,546,687	80.3
合 計			268,799,000	89,640,795	42,534,425	47,106,370	47.4

ア 調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 2 款国庫支出金、第 1 3 款県支出金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収及び滞納整理事務について

第 1 0 款分担金及び負担金(民生費負担金)の滞納繰越額について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「6 検討・努力・留意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年11月30日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管 理費	1 一般管 理費	36,000	10,000	10,000	26,000	27.8
3 民生費	1 社会福 祉費	1 社会福 祉総務 費	339,000	0	0	339,000	0

	4 老人福祉費	575,045,000	401,224,136	355,888,403	173,820,864	69.8
合 計		575,420,000	401,234,136	355,898,403	174,185,864	69.7

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、全国シルバー人材センター協議会負担金、県シルバー人材センター連合会負担金、老人福祉部会、介護保険サービス利用助成事業への出席及び団体負担金である。

補助金の支出は、那覇市シルバー人材センター、単位老人クラブ、ホームヘルパー研修受講支援、介護保険サービス利用助成事業（利用者負担金減免補助）への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、敬老会における祝金、介護相談員養成研修（費用弁償）、老人福祉費研究会、地域ふれあいサービス総合保障の保険料、高齢者祝い金、福祉電話加入権の購入、全国在介センター職員研修会、九州在介センター職員研修会、在介センター相談協力員のボランティア活動保険等である。

概算払による支払いは、介護相談員養成研修（旅費）、第 2 回老人福祉費研究会、九州在介センター研究大会、全国在介センター研究大会、老人福祉施設入所措置費（首里厚生園、具志川厚生園、名護厚生園、沖縄偕生園）等である。

ウ 歳出予算の執行管理について

予算執行状況が低率と全額未執行があり、予算を計上した以上は、早期の執行、実施をめざし、行政効果が十分に上げられるよう万全の体制で努力すべきである。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果支出負担行為、所属別歳出執行状況等により審査した結果、「6 検討・努力・留意事項（2）～（4）」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

介護保険事業特別会計

（1）歳 入

（平成 15 年 11 月 30 日現在 / 単位：円、%）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 介護保険料	1 介護保険料	1 第 1 号被保険者保険料	2,449,112,000	2,934,939,798	1,540,911,241	1,394,028,557	52.5
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 総務手数料	1,000	0	0	0	0
		2 督促手数料	1,336,000	557,500	630,400	72,900	113.1
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	2,813,996,000	2,759,115,000	2,073,490,000	685,625,000	75.2

	2 国庫補助金	1 調整交付金	664,329,000	0	0	0	0
		2 補助金	1,000	0	0	0	0
		3 事務費交付金	74,244,000	53,462,850	53,462,850	0	100
		4 保険者機能強化特別対策給付金	6,732,000	8,254,000	0	8,254,000	0
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	4,127,862,000	4,404,653,000	2,569,383,000	1,835,270,000	58.3
5 県支出金	1 県負担金	1 介護給付費負担金	1,612,447,000	1,612,445,000	1,209,333,000	403,112,000	75.0
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0
		3 県補助金	1 県補助金	1,000	0	0	0
6 財産収入	1 財産運用収入	1 基金運用収入	2,000	207	207	0	100
7 繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	2,023,452,000	1,347,302,000	1,347,302,000	0	100
		2 基金繰入金	1 介護給付費準備基金繰入金	355,122,000	355,122,000	355,122,000	0
8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	359,172,000	359,171,210	359,171,210	0	100
9 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 第 1 号被保険者延滞金	1,000	101,500	119,300	17,800	117.5
		3 過料	1,000	0	0	0	0

	2 預金利子	1 預金利子	1,000	0	0	0	0
	3 雑入	1 第三者納付金	1,000	0	0	0	0
		2 返納金	1,000	0	0	0	0
		3 雑入	401,000	400,486	450,178	49,692	112.4
合 計			14,488,216,000	13,835,524,551	9,509,375,386	4,326,149,165	68.7

調定事務について

第 1 款介護保険料 (第 1 号被保険者保険料)、第 2 款使用料及び手数料 (総務手数料、督促手数料)、第 3 款国庫支出金第 1 項国庫負担金 (介護給付費負担金)、第 2 項国庫補助金 (調整交付金、補助金、事務費交付金、保険者機能強化特別対策給付金)、第 4 款支払基金交付金 (介護給付費交付金)、第 5 款第 1 項県負担金 (介護給付費負担金)、第 2 項財政安定化基金支出金 (交付金)、第 3 項県補助金 (県補助金)、第 6 款財産収入 (基金運用収入)、第 7 款繰入金第 1 項他会計繰入金 (一般会計繰入金)、第 2 項基金繰入金 (介護給付費準備基金繰入金)、第 8 款繰越金第 1 項繰越金 (繰越金)、第 9 款諸収入第 1 項延滞金、加算金及び過料 (第 1 号被保険者延滞金、過料)、第 2 項預金利子 (預金利子)、第 3 項雑入 (第三者納付金、返納金、雑入) について、収入調定伺、納付書兼調定票により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成15年11月30日現在/単位:円%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	234,444,000	137,255,314	136,486,153	97,188,686	58.5
		2 連合会負担金	7,443,000	7,442,000	7,442,000	1,000	100.0
	2 徴収費	3 賦課徴収費	31,693,000	25,559,001	20,582,034	6,133,999	80.6
	3 介護認定審査会費	1 介護認定審査会費	45,639,000	23,100,860	23,057,410	22,538,140	50.6
		1 認定調査等費	164,501,000	86,476,437	82,856,537	78,024,563	52.6
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	1 介護サービス等諸費	12,704,927,000	7,313,334,198	7,310,164,360	5,391,592,802	57.6

	2 支援サービス等諸費	1 支援サービス等諸費	331,968,000	277,988,541	277,985,536	53,979,459	83.7
	3 その他の諸費	1 審査支払手数料	19,679,000	11,957,883	11,957,883	7,721,117	60.8
3 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	0
4 基金積立金	1 基金積立金	1 介護給付費等準備基金積立金	355,122,000	355,122,000	355,122,000	0	100
5 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	0	1,000	0
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 第 1 号被保険料還付金	3,830,000	1,552,368	1,552,368	2,277,632	40.5
		2 償還金	102,268,000	8,776,180	8,776,180	93,491,820	8.6
		3 第 1 号被保険料還付加算金	50,000	0	0	50,000	0
	2 繰出金	2 一般会計繰出金	47,648,000	47,647,049	47,647,049	951	100.0
7 公債費	1 公債費	1 元金	439,002,000	0	0	439,002,000	0
合 計			14,488,216,000	8,296,211,831	8,283,629,510	6,192,004,169	57.3

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、南部地区介護保険事務研究会、沖縄県都市商工行政協議会、全国主要都市介護保険研究協議会、九州県庁所在地都市等介護保険連絡協議会、県都市介護保険担当課長会議、介護広報共同事業、介護サービス等諸費（居宅介護サービス給付費、特例居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付、特例居宅施設サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、特例居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費）、支援サービス等諸費（居宅支援サービス給付費、特例居宅支援サービス給付費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支

援住宅改修費、居宅支援サービス計画給付費、特例居宅支援サービス計画給付費、高額居宅支援サービス費、財政安定化基金拠出金等の出席及び団体負担金、給付費・介護・支援サービスである。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、九州県庁所在地都市等介護保険連絡協議会、南部地区介護保険事務研究会、介護保険料普通徴収納付通知書等郵送料、介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書、郵便振替月まとめ料金、後納郵送料、テレホンカード購入、主治医意見書代、居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、居宅介護福祉用具購入費の支給、居宅介護住宅改修費の支給、高額介護サービス費の支給、居宅支援福祉用具購入費の支給、居宅支援住宅改修費の支給、高額居宅支援サービス費の支給、介護保険料過誤納付金、介護給付費財政調整交付金の返還等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

一般会計

業務委託契約は、生きがいデイサービス事業委託、在宅介護支援センター業務、緊急通報システム事業、ふれあいコール事業、高齢者給食サービス事業、安謝福祉複合施設管理運営事業、ふれあいデイサービス、福祉バス運行事業、老人福祉センター等管理運営、外出支援サービス、軽度生活援助事業、訪問理美容事業等の委託契約である。

特別会計

業務委託契約は、介護保険サービス支援システム保守委託、印刷機保守委託、シュレッダー保守委託、介護システム基本ソフトウェア整備、要介護認定調査委託、介護保険事務処理システム改修支援等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

一般会計

使用料及び賃借料は、病院庁舎使用料(基幹在宅介護支援センター施設使用料)、複写機使用(幹在宅介護支援センター複写機使用料)等の契約である。

特別会計

使用料及び賃借料は、パソコン賃貸借契約、複写機賃借料等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約はモバイル等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成16年1月19日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

公有財産について

施設の管理について、土地(那覇市末吉、小禄、壺川、識名老人福祉センター15,651.44㎡)、建物(那覇市末吉、小禄、壺川、識名老人福祉センター3,616.25㎡)、那覇市小禄老人福祉センター陶室14.85㎡、那覇市識名老人福祉センター陶芸室18.13㎡、那覇市辻老人憩の家480.00㎡、那覇市安謝老人憩の家411.94㎡、那覇市安謝特別養護老人ホーム4,667.61㎡、那覇市安謝在宅介護支援センター192.05㎡、那覇市安謝老人デイサービスセンター360.32㎡の使用状況及び公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討・努力・留意事項

(検討事項)

(1) 老人福祉施設入所者自己負担金の未収金について(滞納繰越分)

老人福祉施設入所者自己負担金の歳入予算の滞納繰越額については、平成7年、平成10年、平成13年の定期監査においても指摘等がなされているが、平成15年11月現在、調定額1,537万1,321円に対し、収入済額135万5,603円(収入率8.8%)で、収入未済額が1,401万5,718円となっている。

滞納繰越分は年々増加傾向にあるので、今後は徴収方法を見直し、より具体的計画に基づいて徴収を検討されたし。

(努力事項)

(2) ふれあいコール事業について

ふれあいコール事業は、在宅老人に週3回電話をかけ安否確認を行い、本人が体調不良を訴えたり、長時間にわたって電話に出なかった場合は、市、家族、民生委員と連絡をとって相談、さらに提携するホームヘルパーの資格を持った福祉タクシーを自宅に急行させるシステムを採用している。

今回の予算では、対象世帯数190世帯で、予算現額718万2,000円に対し、支出済額2万5,724円(執行率0.4%)で、予算残額715万6,276円となっている。

11月末現在16世帯が利用し、低い利用状況にあるが事業内容の重要性からして事業への取組み、予算の執行強化に努力されたし。

(3) 訪問理・美容サービスについて

在宅の高齢者で、理・美容院に出向くことが出来ない人に、理・美容師を派遣しているが訪問理・美容サービスの利用者が少ない。11月末の予算執行状況を見ると、80万円予算に対し、8万円の執行で10%の執行率となっている。事業内容の重要性からして事業への取組み、予算の執行強化に努力されたし。

(留意事項)

(4) 歳出予算の管理について

歳出予算の成年後見制度利用支援事業費33万9,000円が全額未執行となっている。これは、福祉総務課の「6 留意事項(2) 歳出予算の管理について」と共通内容の事項であるので留意されたい。

保 護 第 一 課、保 護 第 二 課

1 職員の配置状況

保護第一課、保護第二課の職員配置状況は、次のとおりである。

(平成15年11月30日現在/単位:人)

係 名	職 名	職 名					計	定 数
		課 長	主 幹	係 長	主 査	主任主事		
保護第一課	課 長 等	1					1	1
	庶 務 係			1		1	2	4
	保 護 第 1 係			1		2	5	8
	保 護 第 2 係			1	1	4	1	7

	保護第 3 係			1		4	3	8	8
	福祉相談係		2		2			4	4
	小 計	1	2	4	3	11	11	32	32
保護第二課	課 長 等	1						1	1
	医 療 係			1		1	1	3	3
	保護第 1 係			1		4	4	9	9
	保護第 2 係			1	1	2	4	8	8
	保護第 3 係			1		4	4	9	9
	保護第 4 係			1		4	3	8	8
	小 計	1		5	1	15	16	38	38
合 計		2	2	9	4	26	27	70	70

定数外職員は、保護一課 非常勤職員 10 人、保護二課 非常勤職員 11 人である。

2 主な所掌事務

保護第一課においては、生活保護に係る運営方針及び事業計画、生活保護に係る予算決算及び経理、福祉相談、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（昭和 32 年法律第 93 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に関する事務を所掌している。

保護第二課においては、生活保護に係る医療事務、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(平成 15 年 11 月 30 日現在/単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11 使用料及び手数料	1 手数料	1 民生手数料	20,000	17,200	19,700	2,500	114.5
12 国庫支出金	1 国庫負担金	2 民生費国庫負担金	8,835,199,000	5,946,390,000	5,286,442,000	659,948,000	88.9
	2 国庫補助金	2 民生費国庫補助金	31,065,000	0	0	0	0
13 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金	260,000,000	25,951,846	25,951,846	0	100

18 諸収入	1 延滞金加算及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0
	2 市預金利子	1 市預金利子	1,000	48	48	0	100
	5 雑入	4 雑入	22,001,000	84,403,943	42,166,507	42,237,436	50.0
合 計			9,148,287,000	6,056,763,037	5,354,580,101	702,182,936	88.4

ア 調定事務について

第 1 1 款使用料及び手数料、第 1 2 款国庫支出金、第 1 3 款県支出金、第 1 8 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収及び滞納整理事務について

第 1 8 款諸収入、民生費雑入（生活保護費返還徴収金）の滞納繰越額について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「6 検討事項」で指摘した以外は、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(平成 15 年 1 1 月 3 0 日現在 / 単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	4,451,000	2,666,240	2,581,240	1,784,760	59.9
		3 生活保護費	1 生活保護総務費	94,772,000	56,349,674	53,211,143	38,422,326
			2 扶助費	11,802,264,000	7,731,699,442	7,248,710,853	4,070,564,558
合 計			11,901,487,000	7,790,715,356	7,304,503,236	4,110,771,644	65.5

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、全国婦人相談員連絡協議会、九州地区婦人相談員連絡協議会、現業員全国研修参加負担金、新任査察指導員研修参加負担金への出席及び団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、平成 15 年全国婦人相談員連絡協議会、各月の連絡事務等後納郵送、生活保護費講座支払い、窓口支払い、追給支払い、手処理支払い、緊急用保護費支払い、医療扶助治療材料費支払い等である。概算払いによる支払いは、生活保護担当者ケースワーカー全国研修会、生活保護申請者実地調査、全国生活保護査察指導員研究協議会、市部福祉業務連絡協議会、庶務部会、保護部会、所長部会先進地視察研修、医療扶助費、生活保護措置費（救護園）これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、保護課電算機保守料、行病死亡人葬祭委託料、清掃・処分等委託料等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機カウンター使用料等の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、車、オートバイ等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 16 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討事項

生活保護費返還徴収金について(滞納繰越額)

平成 15 年 11 月 30 日現在の歳入予算における生活保護費返還徴収金の滞納繰越額(平成 4 年度~平成 14 年度)については、調定額 5,057 万 7,905 円に対し、収入済額 162 万 1,585 円(収入率 3.2%)で、収入未済額が 4,895 万 6,320 円となつている。滞納繰越額については増加傾向にあり、徴収が困難になつてくることから徴収事務の計画的執行を検討されたい。